



「慰労金」と「無利子貸付」に対する会社回答 **コロナ慰労金を支給する考えはない** **無利子貸付制度を設ける考えはない** **これがコロナ禍で懸命に働く社員への会社の回答か！**

会社は21日、「コロナ禍における社員の努力に報いる慰労金の支給に関する申し入れ（申第20号）」と「無利子貸付制度に関する申し入れ（申第21号）」について、団体交渉の開催を拒否し、窓口回答という不当労働行為をまたしても行いました。

しかもその回答は「慰労金を支給する制度を設ける考えはない」「無利子貸付制度を設ける考えはない」とした許しがたいものです。さらに「社員を労う気持ちも入れて年末手当を2.2ヶ月とした」などと社員の感情を逆なでする発言も行いました。

管理者を含めた多くの社員が新型コロナウイルスに感染しています。会社の姿勢は、感染の危険性を感じながらも懸命に働く社員への労いなど全く考えていないということです。

また、年末手当の減額で、住宅ローンの返済に困窮している社員がいます。しかし会社は「困っている社員がいるとは聞いていない」「金融会社に相談されたい」などと回答しました。会社は、そうした社員を救済する気など全くないということです。こうした会社の態度に、本部は「団体交渉を開催しないことは不当労働行為だ」と通告し、さらに「会社が社員を大切にしないことを確認する」と通告しました。

一方、自称「責任労組」のJR東海ユニオン指導部はどう考えているのでしょうか。『ACCESS』617号でJR東海ユニオンの政所書記長は、年末手当について「『安定支給ベース』に大きく及ばない結果となった」と会社への不満を述べています。不満があるならば労働組合として要求するのが、組合員の負託に応えることではないでしょうか？

JR東海ユニオン組合員の皆さん！ 生活を守るため、要求するべきものは要求して勝ち取りましょう！そのために共に声を上げましょう！

会社は社員の苦労・困窮を考えろ！